

福島事故前に歴史を逆行させ、人権を擁護する司法の責任を放棄した不当決定に、強く抗議する

大飯原発訴訟福井弁護団

2017年3月28日

本日、大阪高等裁判所は、昨年3月9日に大津地方裁判所が出した関西電力高浜原発3、4号機の運転差止仮処分命令及びこれを認可した昨年末の大津地裁決定に対する関西電力の抗告を認め、大津地裁決定を取り消してしまいました。

今回の決定は、一言でいえば、福島原発事故前の原発訴訟のあり方に対する反省を欠き、福島原発事故以前の最高裁をも超える極端な安全審査追認の姿勢を示し、「二度と福島のような事故を起こしてはならない」との住民の声に背を向けて、人権を擁護する司法の責任を放棄した、不当きわまりない決定です。

今回の大阪高裁決定で驚愕すべきは、福島原発事故を機に、司法にも事故の責任があったと世論から強く非難されてきたにもかかわらず、行政による安全審査の問題点に真摯に目を向けることなく、電力事業者は「本件各原子力発電所が原子力規制委員会の定めた安全性の基準に適合することを、相当の根拠、資料に基づいて主張立証」すればよいなどという、福島原発事故以前に出された伊方最高裁判決でも言わなかった判示をしていることです。かかる判示は伊方最高裁判決等の最高裁判例に抵触するもので、とりわけ福島原発事故を経た今日においてかかる判示を行うのは、法理論として完全に破たんしています。

周知のとおり、今年3月17日の前橋地裁判決では原発の地震・津波対策をめぐる訴訟で東電、さらには国の過失が認められ、同事故が、人の命よりも原発の稼働を優先させる国の政策によってもたらされたことが改めて明らかになりました。地震学者の島崎邦彦氏らは既に2002年に、「福島沖を含む日本海溝沿いでマグニチュード8級の津波地震が30年以内に20%程度の確率で発生する」という内容の長期評価を発表していたのです。しかし、東電も国も、こうし

た島崎氏らの指摘を無視し続けてきました。

同事故を経た今日においてもなお、政府や電力会社は、大飯原発の基準地震動評価を過小評価とした島崎氏らの警告を受け止めないなど、同事故の反省がない形ばかりの「安全対策」で原発を再稼働させようとしています。私たちが闘っている大飯原発訴訟でも、島崎氏の陳述書によって、現在の安全審査においてもなお、基準地震動の過小評価がなされていることが明らかになりました。

このように現在においても安全審査のあり方に重大な疑問があるのであり、大津地裁決定はそのことを正当に指摘して、原発の再稼働を差し止めましたが、今回の大阪高裁決定は、逆に全く安全審査の問題点には目を向けず、関西電力が安全審査によって安全が確認されたことを主張立証しさえすれば、それで電力側の立証責任は果たされたとする、異常な行政追認の姿勢を示したのです。これでは、第二の福島原発事故の発生は避けられません。

ひとたび重大な原発事故が起これば、その被害が償いきれないものになることは明らかであり、今日における司法判断は、かかる事態が万が一にも起こらないという観点からなされなければなりません。

福島原発事故後6年を経ても、いまま被害が拡大し続けている現状を前に、司法は改めて人権の最後の砦としての役割に立ち返るべきです。私たち弁護団一同は、最高裁判決すら無視して人権擁護の責任を放棄した、この不当決定に強く抗議するとともに、来たるべき島崎邦彦氏の証人尋問などを通じて、規制委員会の判断が今日の科学的知見を踏まえていないこと、本日の大阪高裁のような不当な判断基準が法理論として許されないこと等を強く訴え、歴史的な一審判決を維持・発展すべく、全力を尽くしていきます。